

ねんさん通信

年末調整や確定申告には 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」（ハガキ）が毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も、申告する方の申告書に添付等する必要があります。



年金給付に関する、よくある『誤解による相談事例』

年金事務所などによせられた、年金制度に関する単純な誤解や勘違いによる質問の中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得をいただいた事例を紹介します。

(1) 特別支給の老齢厚生年金の請求

60歳から特別支給の老齢厚生年金を受け取ると減額されるのですか？

減額されません

厚生年金保険に加入されていた期間が12カ月以上ある場合、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を60歳から（※1）受ける事ができます。

「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、60歳から受けとったからといって減額はされません。

また、受給権が発生した「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、請求時期を遅らせても増額はされません。

※1. 60歳から：生年月日によって異なります。必ずご自身のケースをご確認ください。

(2) 在職中の老齢厚生年金

在職中は年金を請求しても、どうせもらえないのでしょうか？退職してからまとめて受け取る方が、得なのではないでしょうか？

必ず停止になるわけではありません

在職中の老齢厚生年金は給料の額（※2）によって減額される場合がありますが、必ず停止になるわけではありません。在職中であっても年金額の全額を受給できる場合もあります。

年金の請求を退職まで遅らせたとしても停止された年金額は受け取れません。

なお、在職中であっても、短時間勤務のパートや自営業者など厚生年金保険に加入していない場合には給料と年金との調整はされません。

※2. 給料の額：（標準報酬月額）+（直近1年の標準賞与額の1/12）

「よくある相談」に対する回答は一般的、標準的な事例として扱っておりますが、年金制度は度々改正されており、皆様の生年月日、性別、ご加入の制度や配偶者の有無などによっては、回答が異なる場合もありますので、ご自身のケースは該当するか、しないかを実際の年金相談で確認していただき、より深く年金制度をご理解いただききっかけとしてご活用ください。

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160）にお問い合わせください。